

## 別表十二（二）の記載の仕方

この明細書は、措置法第56条第1項（中小企業事業再編投資損失準備金）に規定する中小企業者で青色申告書を提出するものが同条の規定の適用を受ける場合又は令和2年改正法第16条の規定による改正前

の措置法第68条の44第1項（中小企業事業再編投資損失準備金）に規定する中小連結法人が同条の規定の適用を受ける場合に記載します。